

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月五日

広島県収用委員会

一 起業者

呉市

二 事業の種類

安浦都市計画公園事業三・三・一号安登公園

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
呉市安浦町 安登西六丁目	一三二番	ため池	雑種地	三八〇	三八三・三八	三八三・三八
	一三三番	ため池	雑種地	三三五	三三五・四六	

四 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、土地登記記録表題部記載の所有者

住所不明 平谷勇吉外八人

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成十九年十月二十三日